◇**国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令**（政令第三六号）（厚生労働省）

一　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

市町村に交付する事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を改定することとした。

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

2　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国民健康保険法施行令の一部を改正する政令**（政令第三七号）（厚生労働省）

1　保険料の基礎賦課額の賦課限度額（改正前五〇万円）を一万円、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額（改正前一三万円）を一万円、介護納付金賦課額の賦課限度額（改正前一〇万円）を二万円引き上げることとした。（第二九条の七第二項～第四項関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第三八号）（厚生労働省）

1　平成二二年度に係る国民健康保険組合における療養給付費等に対する国庫補助金については、平成二二年三月一日から平成二三年二月二八日までの間における療養の給付等に要した費用の額に基づいて算定するとともに、当該国庫補助金の一部については平成二三年度において補助することとする特例を設けることとした。（附則第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、平成二二年度に係る国民健康保険組合に対する補助金の額の算定に対して適用することとした。

政　令

政令第三十二号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同項第三号中「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第七条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　**直**人

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人